

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

受付印

5

整理番号

注意事項等  
1 本書は、特別徴収の個人市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合)に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。  
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出してください。  
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

給与所得者情報欄  
フリガナ: 市町村長  
氏名: 令和 年 月 日 提出  
住所: 市町村長  
個人番号: 令和 年 月 日 提出  
特別徴収指定番号: 4年度 宛番号, 5年度 宛番号

給与所得者情報欄  
フリガナ: 新 姓  
氏名: 元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日  
個人番号: 1月1日現在, 異動後  
特別徴収税額(年税額): (ア) 徴収済税額, (イ) 未徴収税額 (ア)-(イ)  
例) 11月10日納期限分の場合→10月分  
異動年月日: 令和 年 月 日  
異動の事由: 1.転勤・転籍, 2.退職, 3.死亡, 4.休職, 5.長欠, 6.支払少額, 7.支払不定期, 8.その他  
異動後の未徴収税額の徴収方法: 1.特別徴収継続, 2.一括徴収, 3.普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)  
新しい勤務先(特別徴収義務者): 住所, フリガナ, 氏名, 電話番号, 法人番号  
特別徴収指定番号: 担当氏名, 電話番号  
新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。  
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。  
受給者番号: 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)  
番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。  
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。  
徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入  
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)  
番号を記入 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。  
1.異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。  
2.異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。  
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

年度	月分以降の月割額は	特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他	入力者	点検
4年度				
5年度				

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。